

(様式 1－3)

宮古市復興交付金事業計画　復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	11	事業名	災害公営住宅整備事業（宮古地区）	事業番号	D-4-1
交付団体		宮古市	事業実施主体（直接/間接）	宮古市（直接）	
総交付対象事業費		4,359,322（千円）	全体事業費	4,359,322（千円）	

事業概要

東日本大震災により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅を建設し、被災者用の恒久的な住宅を供給する。

なお、当該事業は「宮古市東日本大震災復興計画」P21 に以下のとおり記載されているところ。

(1) すまいと暮らしの再建 ①被災者の生活再建支援 ●公営住宅等の供給

地区復興まちづくり計画の策定とあわせ、被災した市民のニーズを把握し、災害公営住宅等の計画的な整備を図ります。

※近内地区においては被災者向け公営住宅改修事業として S54 年建築の雇用促進住宅（1 棟 40 戸 × 2 棟 = 80 戸）を買収し、住戸の改修、片廊下の新設、エレベータ設置ほか、整備改修工事を行う。

※近内（RC 造 5 階建 2 棟）の工事費の追加。設計を委託し概算工事費を出したところ当初の工事費より増額することが見込まれるため増額分を追加要望。（第 6 回要望）

※資材費労務費等の高騰、消費税増税などに伴う追加要望（第 8 回要望）

建物建設費は、当初、公営住宅の補助基準額を参考に積算したが、資材費労務費等の高騰、当初見込み額が小さかったことにより、設計額と交付決定額の差額を要望。

※インフレスライド、労働者確保のための費用の増額分等を追加要望（第 10 回要望）

当面の事業概要

市街地の黒田、和見、西ヶ丘、近内、山口の各地区において事業を行う

<平成 25 年度>

設計業務委託、建設工事

<平成 26 年度>

設計業務委託、建設工事

<平成 27 年度>

建設工事

東日本大震災の被害との関係

当市における住家等の損壊は、全壊と半壊を合わせて 4,675 棟を数え、住まいを失った被災者の多くは仮設住宅等での居住を余儀なくされている。被災者の居住の安定確保を図るため、計画的な災害公営住宅の整備が急務となっているところである。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	

事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(様式 1－3)

宮古市復興交付金事業計画　復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	36	事業名	浄化槽整備事業（市町村設置型）	事業番号	E-1-1
交付団体	宮古市		事業実施主体（直接/間接）	宮古市（直接）	
総交付対象事業費	229, 586（千円）		全体事業費	254, 231（千円）	
事業概要 津波により著しい被害を受けた区域から高台等に、合計 241 戸が移転する。これに合わせて浄化槽の設置工事を実施する。					
当面の事業概要 <平成 26 年度> 高台等の移転に合わせて 100 基の浄化槽の設置工事を実施する。 <平成 27 年度> 高台等の移転に合わせて 46 基の浄化槽の設置工事を実施する。					
東日本大震災の被害との関係 高さ 5 メートルを超す津波が到来した沿岸部で多くの家屋が全壊・流失等した。高台等に移転し新しい生活基盤の確保を図るために必要な事業である。					
※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要 なし					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	82	事業名	田老地区防災集団移転促進事業	事業番号	D-23-1
交付団体		宮古市	事業実施主体(直接/間接)	宮古市(直接)	
総交付対象事業費	9,193,900(千円)	全体事業費		9,193,900(千円)	

事業概要

- ・宮古市東日本大震災復興計画(基本計画)では、「すまいと暮らしの再建」「産業・経済復興」「安全な地域づくり」の3つを復興の柱として掲げており、本地区を含む田老地域の復興まちづくりの方向性として、以下の方向性が挙げられている。
 - ・北部の接待地区を含め被災前のコミュニティに配慮しながら、住居の高台等への移転などによる安全で安心して暮らすことのできる住宅地の整備の推進。
 - ・つくり育てる漁業の再生に向け、漁業者への支援と漁業施設や水産加工施設の再配置、三陸縦貫自動車道及びインターチェンジの整備を契機とした交流人口の増加による観光需要の拡大を図るなど、豊かな自然や水産資源を活かした産業の復興の推進。
 - ・倒壊した防潮堤の復旧を含め、効果的な防災施設のあり方について検討するなど、海岸保全施設の整備を促進し、津波災害の歴史や教訓を広く国内外に伝えるための施設整備や防災教育の充実などハード・ソフト両面からの事業を推進し、地域の魅力を高める取り組み。
- 当事業では、津波により壊滅的な被害を受けた田老市街地において、浸水が予想されるエリアを災害危険区域及び移転促進区域に設定し、背後の高台への集団移転を行うことを目的としている。

●施行面積 25.6ha 施行期間 平成 24 年度～平成 27 年度

当面の事業概要

<平成 24 年度>

- ・調査設計業務委託、不動産鑑定評価、移転先用地買収・物件等補償

<平成 25 年度>

- ・埋蔵文化財調査、造成等工事、移転促進区域買収・物件等補償、不動産鑑定評価、土地評価、補償物件調査等

<平成 26 年度>

- ・造成等工事、公共施設整備工事、調査設計、管理調整

<平成 27 年度>

- ・造成等工事、公共施設整備工事、調査設計、管理調整

東日本大震災の被害との関係

昭和 54 年完成の大防潮堤ができた後に発生した今回の 3 月 11 日の東日本大震災においても、被害は甚大なものとなり、海側の第一防潮堤が破壊され、第二防潮堤も越流し、地区一面に津波が押し寄せた。浸水面積は 121.2ha にわたり、浸水高は T.P.+7.1~14.7m、最大浸水深が 13.9m(野中地区)に達した。

津波による被害は死者 141 名(H23. 6 月現在・乙部、田老)、被害棟数 1,076 棟。浸水区域内の建物の 83.8%が流失または撤去となる被害を受け、避難場所である田老第一中学校も浸水した。野原、野中の建物は 387 棟が流失、全壊した。(H23. 10 月現在)

今後は、漁港施設、水産加工場や製氷冷凍冷蔵施設などの漁業施設の復旧と産業の復興、津波から命を守る安全なまちとして再建するまちづくりが求められる。そのため、第一防潮堤を T.P.+14.7m に嵩上げして復旧するとともに、それでも浸水が大きくなると予測される地区においては防災集団移転促進事業の移転促進区域とし、嵩上げして安全性が確保されると予測される本地区では嵩上げによる整備を行って居住するための土地区画整理事業を行うこととしたものである。

関連する災害復旧事業の概要

- ・上水道工事

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(様式 1－3)

宮古市復興交付金事業計画　復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	98	事業名	災害公営住宅整備事業（田老地区）	事業番号	D-4-8
交付団体	宮古市	事業実施主体（直接/間接）	宮古市（直接）		
総交付対象事業費	3,521,500（千円）	全体事業費	3,521,500（千円）		

事業概要

東日本大震災により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅を建設し、被災者用の恒久的な住宅を供給する。

なお、当該事業は「宮古市東日本大震災復興計画」P21 に以下のとおり記載されているところ。

(1) すまいと暮らしの再建 ①被災者の生活再建支援 ●公営住宅等の供給

地区復興まちづくり計画の策定とあわせ、被災した市民のニーズを把握し、災害公営住宅等の計画的な整備を図ります。

※乙部団地の戸数増加 [66 戸→82 戸 (16 戸増)] による設計費の増額、及び工事費の要望。(第 6 回要望)

※区画整理地内の団地計画の新規要望。(第 6 回要望)

※乙部団地 82 戸 (木造 2 階建)、区画整理地内団地 40 戸 (RC 造 5 階建)

※工事監理費、本体工事費の新規要望。インフレスライド、労働者確保のための費用の増額分等も含む。

(第 10 回要望)

当面の事業概要

<平成 25 年度>

用地選定、用地交渉・取得、調査測量、設計業務委託、造成設計、造成工事

<平成 26 年度>

造成工事、設計業務委託、建設工事

<平成 27 年度>

造成工事、建設工事

東日本大震災の被害との関係

当市における住家等の損壊は、全壊と半壊を合わせて 4,675 棟を数え、住まいを失った被災者の多くは仮設住宅等での居住を余儀なくされている。被災者の居住の安定確保を図るため、計画的な災害公営住宅の整備が急務となっているところである。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	104	事業名	田老地区都市再生区画整理事業	事業番号	D-17-6
交付団体		宮古市	事業実施主体（直接/間接）	宮古市（直接）	
総交付対象事業費		1,762,000（千円）	全体事業費	1,762,000（千円）	

事業概要

- ・宮古市東日本大震災復興計画（基本計画）では、「すまいと暮らしの再建」「産業・経済復興」「安全な地域づくり」の3つを復興の柱として掲げており、本地区を含む田老地域の復興まちづくりの方向性として、以下の方向性が挙げられている。
 - ・北部の摂待地区を含め被災前のコミュニティに配慮しながら、住居の高台等への移転などによる安全で安心して暮らすことのできる住宅地の整備の推進。
 - ・つくり育てる漁業の再生に向け、漁業者への支援と漁業施設や水産加工施設の再配置、三陸縦貫自動車道及びインターチェンジの整備を契機とした交流人口の増加による観光需要の拡大を図るなど、豊かな自然や水産資源を活かした産業の復興の推進。
 - ・倒壊した防潮堤の復旧を含め、効果的な防災施設のあり方について検討するなど、海岸保全施設の整備を促進し、津波災害の歴史や教訓を広く国内外に伝えるための施設整備や防災教育の充実などハード・ソフト両面からの事業を推進し、地域の魅力を高める取り組み。
- 当事業では、津波により壊滅的な被害を受けた田老市街地において、浸水が予想されるエリアでの地盤の面的嵩上げ、公共施設の整備により、津波をはじめとした災害に対して安全な市街地を形成することを目的とした区画整理事業を導入する。

●施行面積 19.0ha 施行期間 平成 25 年度～平成 32 年度（清算期間 5 年を含む）

当面の事業概要

<平成 25 年度>

換地設計および街区確定測量、実施設計、移転建物・工作物等の調査、電柱ケーブル等移設、道路等工事

<平成 26 年度>

電柱ケーブル等移設、道路等工事、調査設計、管理調整、移転等補償

<平成 27 年度>

道路等工事、調査設計、管理調整

東日本大震災の被害との関係

昭和 54 年完成の大防潮堤ができた後に発生した今回の 3 月 11 日の東日本大震災においても、被害は甚大なものとなり、海側の第一防潮堤が破壊され、第二防潮堤も越流し、地区一面に津波が押し寄せた。浸水面積は 121.2ha にわたり、浸水高は T.P.+7.1～14.7m、最大浸水深が 13.9m（野中地区）に達した。

津波による被害は死者 141 名（H23.6 月現在・乙部、田老）、被害棟数 1,076 棟。浸水区域内の建物の 83.8% が流失または撤去となる被害を受け、避難場所である田老第一中学校も浸水した。野原、野中の建物は 387 棟が流失、全壊した。（H23.10 月現在）

今後は、漁港施設、水産加工場や製氷冷凍冷蔵施設などの漁業施設の復旧と産業の復興、津波から命を守る安全なまちとして再建するまちづくりが求められる。そのため、第一防潮堤を T.P.+14.7m に嵩上げし復旧するとともに、それでも浸水が大きくなると予測される地区では、防災集団移転促進事業の移転促進区域を設定する。嵩上げし安全性が確保されると予測される本地区では、土地区画整理事業により嵩上げした住宅地を整備するものである。

関連する災害復旧事業の概要

- ・上水道工事

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1－3)

宮古市復興交付金事業計画　復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	106	事業名	鍬ヶ崎・光岸地地区都市再生区画整理事業	事業番号	D-17-8
交付団体	宮古市	事業実施主体（直接/間接）	宮古市（直接）		
総交付対象事業費	6,574,000 (千円)	全体事業費	6,574,000 (千円)		

事業概要

- ・宮古市東日本大震災復興計画（基本計画）では、「すまいと暮らしの再建」「産業・経済復興」「安全な地域づくり」の3つを復興の柱として掲げており、本地区を含む宮古地域の復興まちづくりの方向性として、「防潮堤の整備や必要に応じた嵩上げ促進、背後地の高台活用など、安全安心な住宅地の整備」「漁港など産業関連基盤の計画的、段階的な事業展開」「避難タワーや避難ビルの設置、誰もが容易に避難することができる避難路、避難場所の見直し」「地域特性を活かしたコンパクトで快適なまちづくり」などが挙げられており、水産業の基地として、また貴重な観光資源を活かした観光レクリエーションゾーンとして、みなとまちの賑わいを創出する拠点として位置付けている。
 - ・当事業では、安全で安心して暮らせる市街地の整備を図るため、道路や公園等の基盤施設の整備を図る。また、水産施設や集客施設を整備することで、みなとまちの賑わいの再生を図る。
 - ・なお、当事業の実施に先立ち、土地区画整理事業予定地区において、地権者との合意形成や事業化の促進を図るため、緊急防災空地整備事業を導入し、公共施設充当用地の先行取得を行う。
- 施行面積 23.8ha 施行期間 平成 25 年度～平成 32 年度（清算期間 5 年を含む）

当面の事業概要

<平成 25 年度>

換地設計および街区確定測量、実施設計、用地取得、移転建物・工作物等の調査、道路等工事

<平成 26 年度>

道路等工事、調査設計、管理調整、移転等補償、電柱ケーブル等移設

<平成 27 年度>

道路等工事、調査設計、管理調整

東日本大震災の被害との関係

- ・3月11日の東日本大震災では、宮古湾から巨大津波が住宅等を押し流したとともに、蛸の浜からも津波が越えてきました。浸水面積は39.1haにわたり、浸水高はT.P. 5.4～9.0mとなり、最大浸水深が8.2mに達した。
- ・鍬ヶ崎公民館や潮位観測装置が壊滅的被害を受けると共にシートピアなど、宮古市魚市場、宮古漁協の冷凍工場や製氷工場等も被害を受けた。
- ・建物被害は約 800 棟に及び、そのうち流失をはじめとする全壊被害が約 88% を占めている。

関連する災害復旧事業の概要

・上水道工事

・防潮堤（隣接）工事

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

No.	107	事業名	鍬ヶ崎・光岸地地区内水面对策事業	事業番号	◆D-17-8-1
交付団体	宮古市	事業実施主体(直接/間接)	宮古市(直接)		
総交付対象事業費	273,000(千円)	全体事業費	273,000(千円)		

事業概要

- ・宮古市東日本大震災復興計画（基本計画）では、「すまいと暮らしの再建」「産業・経済復興」「安全な地域づくり」の3つを復興の柱として掲げており、本地区を含む宮古地域の復興まちづくりの方向性として、「防潮堤の整備や必要に応じた嵩上げ促進、背後地の高台活用など、安全安心な住宅地の整備」「漁港など産業関連基盤の計画的、段階的な事業展開」「避難タワーや避難ビルの設置、誰もが容易に避難することができる避難路、避難場所の見直し」「地域特性を活かしたコンパクトで快適なまちづくり」などが挙げられており、水産業の基地として、また貴重な観光資源を活かした観光レクリエーションゾーンとして、みなとまちの賑わいを創出する拠点として位置付けている。
- ・当事業では、安全で安心して暮らせる市街地の整備を図るため、都市再生土地区画整理事業及び緊急防災空地整備事業を実施する。あわせて、適正な排水処理等へ対応するため震災により沈下した地盤の適正化を図るために内水面对策を実施する。

当面の事業概要

<平成 25 年度>

宅地整地工事

<平成 26 年度>

宅地整地工事

<平成 27 年度>

宅地整地工事

東日本大震災の被害との関係

- ・3月11日の東日本大震災では、宮古湾から巨大津波が住宅等を押し流したとともに、蛸の浜からも津波が越えてきました。浸水面積は39.1haにわたり、浸水高はT.P. 5.4～9.0mとなり、最大浸水深が8.2mに達した。
- ・鍬ヶ崎公民館や潮位観測装置が壊滅的被害を受けると共にシートピアなど、宮古市魚市場、宮古漁協の冷凍工場や製氷工場等も被害を受けた。
- ・建物被害は約 800 棟に及び、そのうち流失をはじめとする全壊被害が約 88% を占めている。

関連する災害復旧事業の概要

・上水道工事

・防潮堤(隣接)工事

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-17-8-1、D-17-5
事業名	鍬ヶ崎・光岸地地区都市再生区画整理事業、鍬ヶ崎地区緊急防災空地整備事業
交付団体	宮古市

基幹事業との関連性

- ・安全で安心して暮らせる市街地の整備を図るため、区画整理事業を実施する中で、震災により沈下した地盤の適正化を図る宅地整地を効果促進事業として実施する。

(様式 1－3)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	108	事業名	浸水対策事業	事業番号	D-21-1
交付団体	宮古市	事業実施主体（直接/間接）	宮古市（直接）		
総交付対象事業費	4,185,465 (千円)	全体事業費	4,185,465 (千円)		

事業概要

・宮古市東日本大震災復興計画（基本計画）では、「すまいと暮らしの再建」「産業・経済復興」「安全な地域づくり」の3つを復興の柱として掲げており、本地区を含む宮古地域の復興まちづくりの方向性として、「防潮堤の整備や必要に応じた嵩上げ促進、背後地の高台活用など、安全安心な住宅地の整備」「漁港など産業関連基盤の計画的、段階的な事業展開」「避難タワーや避難ビルの設置、誰もが容易に避難することができる避難路、避難場所の見直し」「地域特性を活かしたコンパクトで快適なまちづくり」などが挙げられており、水産業の基地として、また貴重な観光資源を活かした観光レクリエーションゾーンとして、みなとまちの賑わいを創出する拠点として位置付けている。

・当事業では、震災による地盤沈下の影響で浸水被害が発生している地区において、雨水排水処理を行うため排水ポンプ場を整備し内水対策を行うものである。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 25 度>	<平成 26 度>	<平成 27 度>
○都市計画	○都市計画・事業計画策定	○ポンプ場施設工事
	○調査設計・用地取得	

東日本大震災の被害との関係

・3月11日の東日本大震災で発生した巨大津波が宮古地区一面に押し寄せ宮古市役所庁舎、漁港施設、住宅等が壊滅的な被害を受けた。浸水面積は39.1haにわたり、浸水高はT.P. 5.4～9.0m、最大浸水深が8.2mに達した。建物被害は約800棟に及び、流失等の全壊被害が約88%を占めている。また、この震災により沿岸地区の地盤が沈下したため降雨時には、頻繁に浸水するようになっている。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性

(様式 1－3)

宮古市復興交付金事業計画　復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	132	事業名	海洋汚染防止機材保管倉庫整備事業	事業番号	C-7-5
交付団体	宮古市	事業実施主体（直接/間接）	宮古市（直接）		
総交付対象事業費	1,536（千円）	全体事業費	21,314（千円）		

事業概要

宮古港に寄港する大型船舶等の事故により宮古市魚市場周辺の海域が汚染されることは、魚市場業務に支障をきたし、水揚げやセリが中止になる場合があり、水産業を産業の中心とする宮古市経済にとって、大きな損害である。宮古市魚市場は港湾区域内に位置しており、周辺の海域環境を守るために汚染防止用機材を迅速に使用できる場所に保管することが必要である。

震災前、これら機材は、高浜にある宮古漁協所有の漁具倉庫に保管されていたが、震災により漁具倉庫が流失し、同場所には宮古漁協のコンブ乾燥場が建設されたことから、これら機材を保管する場所がなくなった。

現在、海洋汚染防止用に必要な機材は、流失を免れた一部機材（オイルフェンス）を使用しやすい場所として藤原埠頭の県有地に野ざらしとなっているが、機材の性質を長期間保つためにも、オイル吸着マット等の海洋汚染防止用消耗品等を保管するため、機材保管倉庫を整備するもの。

当面の事業概要

<平成 26 年度>

<平成 27 年度>

用地測量及び設計、建設工事

東日本大震災の被害との関係

高浜地区にあった既存の施設は東日本大震災の大津波により全壊した。一部機材（オイルフェンス）は波を被るもほぼ全て残存しているが、保管場所がなく現在は野ざらしとなっていることから、機材の劣化等が懸念されるところ。湾内でオイル流出等の事故が起きた際、迅速かつ効果的に対処するため、海洋汚染防止用の機材保管倉庫を整備するもの。

関連する災害復旧事業の概要

なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性

(様式 1－3)

宮古市復興交付金事業計画　復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	133	事業名	法の脇地区津波浸水防護施設整備事業	事業番号	◆D-15-2-1
交付団体	宮古市	事業実施主体（直接/間接）	宮古市（直接）		
総交付対象事業費	10,800（千円）	全体事業費	643,000（千円）		
事業概要					
法の脇地区及び津軽石地区においては、東日本大震災の津波により大きな被害を受けた。浸水の多くは、津軽石川の河川堤防を越流した津波が法の脇地区を襲い、その津波が JR 山田線沿いに進み津軽石地区の浸水に至った。当地区においては、防潮堤を整備（T.P+10.4m に嵩上げ）した場合でも最大クラス（L2）の津波発生時には浸水が予想されている。そこで、津軽石市街地への浸水を防ぐため、法の脇地区に津波浸水防護施設を構築し、それに伴い周辺の土地を嵩上げし地域の浸水対策を図る計画である。					
当面の事業概要					
<平成 27 年度> 津波浸水防護施設実施設計 用地取得・物件補償、本体工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により被災した法の脇地区では、新たに津軽石地区に防災集団移転団地を整備する。また、隣接する津軽石小学校付近には、津波復興拠点整備事業を導入し被災公共施設を集約復旧する。その他、災害公営住宅事業や道路事業等の各種事業展開が予定されているが、当該津波防護施設の設置が無ければ、当該地区への浸水は不可避であることから、本事業は重要である。					
関連する災害復旧事業の概要					
なし					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-15-2
事業名	津軽石地区津波復興拠点整備事業
交付団体	宮古市
基幹事業との関連性	
津軽石地区津波復興拠点整備事業は、被災公共施設の集約や高台への避難等のための道路整備のほか、災害時の物資等の集積・配布及び炊出し等の被災地支援活動を行うための公園・広場を整備する計画である。今後、防潮堤を整備（T.P+10.4m に嵩上げ）した場合でも、最大クラス（L2）の津波発生時には、当該公園・広場の浸水が予想され、災害時の円滑な復旧支援活動の支障となる。津波浸水防護施設を整備し施設への浸水を防止することは、津波に対する防災性の向上に資するものである。	